



「桜宮高校指導死裁判判決について」

理事 武田さち子

発行
NPO法人
ジェントルハートプロジェクト事務局
〒210-0843
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山
Tel & Fax
045-845-3620 (小森)
URL <http://npo-ghp.or.jp>会員登録及びカンパは随時受付中
正会員 1口 2,000円
賛助会員 1口 1,000円
郵便振替
口座番号:00200-8-111295
口座名義:ジェントルハートプロジェクト
振込用紙に会員の種別を明記下さい

目次:

巻頭コラム	P 1
院内集会の報告	P 2-4
シンポジウムの報告から	P 5-7
活動の報告と今後の予定	P 8

ジェントルハート通信第50号
定価100円 (会員は無料)

2012年12月23日、大阪市立桜宮高校の当時バスケット部キャプテンだった男子生徒(高2)が、顧問教諭からの暴力や暴言を苦に自殺。遺族が東京地裁に、大阪市を訴えていた民事裁判の判決が、2016年2月24日、言い渡されました。裁判所は、顧問教諭の有形力行使による暴行及び威迫的言動を、教育上の指導として法的に許容される範囲を逸脱した一連一体の行為として、不法行為法上違法と評価。自殺との相当因果関係、予見可能性を認定して、被告大阪市に、原告父に対し3715万余円、原告母に対し3626万余円、原告兄に対し154万円、計約7500万円の賠償を命じました。一方、自殺した生徒にもストレスに弱い面があったとして、3割の減額をしました。

この裁判で遺族側は、元顧問を被告にはしていませんでした。顧問にはすでに刑事裁判で、傷害と暴行の罪で懲役1年執行猶予3年の有罪判決が出ています。教員としても懲戒免職になっています。また、国家賠償法第1条1項に「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とあり、被害者側が公務員である教師本人を訴えても棄却され続けています。

しかし今回、元顧問は自ら補助参加人として、民事裁判に参加していました。大阪市から依頼をされたのか、あるいは、国家賠償法1条2項に、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」とあることから、大阪市が民事裁判で敗訴した場合に、元顧

問に損害を請求することをすでに提示していたのかもしれませんが。

男子生徒の自殺から1週間程度で大阪市教育委員会は外部監査チームを設置。その報告書で、体罰が放置された一因は「調査に消極的態度をとった学校と、学校に厳しく指導しなかった教育委員会にある」と指摘されています。

元顧問も、大阪市も外形上は自らの責任を認めたように見えます。しかし、いざ民事裁判になると、真っ向からの否定に入りました。判決文には、「被告(大阪市)は、本件訴訟の提起後、本件生徒の自殺が本人の能力の欠如等を主な原因とし、原告ら家族の言動等を大きな要因として生じたものであるなどとして専ら責任を転嫁する対応に終始し、原告ら遺族の心情を更に害していること等の諸般の事情を総合考慮すると、原告父及び原告母の被った精神的苦痛に対する慰謝料の額はそれぞれ100万円と認めるのが相当」としています。

各地で立ち上がっている第三者調査委員会。学校や教育委員会の自浄能力が期待できないからこそ、税金を使って、外部の人間が調査・検証し、評価せざるを得ませんでした。しかし、その結果を真摯に受けとめることさえ拒否する学校や自治体。

「亡くなった我が子に何があったのかを知りたい」。この願いが叶えられるなら、民事裁判は激減するはず。私たちの予想は残念ながら覆されました。長年培われてきた隠ぺい体質。責任転嫁。この体質は第三者による結論が出ても、簡単には変えられないようです。

◆「学校事件事故の重大事案における初動調査と情報共有の重要性について考える」院内集会を開催 ◆ 理事 大貫隆志

2016年1月19日（火）、参議院議員会館1階「講堂」で「学校事件事故の重大事案における初動調査と情報共有の重要性について考える」～いじめ防止対策推進法見直しを控え、ぜひ知っておきたいこと～をテーマに、院内集会を開きました。香山リカ氏、尾木直樹氏をはじめとする報告をダイジェストでご紹介します。

会場となった参議院議員会館の講堂には、約200名の参加者や報道関係者が集まり、広い会場が人で埋まりました。最初に小森新一郎代表が「私たちの法人は、主にいじめに特化したかたちでの活動しておりますが、活動を進めていく中で、本日の賛同団体の抱える課題と共通した問題が非常に多いことに気がつきました。今回のこの連携をひとつの突破口として、教育現場の抱える様々な問題解決の大きなうねりにつなげたいと考えております」と挨拶。賛同団体からの報告へと移りました。

賛同団体報告

全国柔道事故被害者の会 代表 村川弘美さん

息子は中学校一年で柔道部員でした。当時27歳の柔道3段の顧問に投げられ、絞められ、失神させられ、亡くなりました。何が起きたか知りたかったのですが、学校からも教育委員会からも、何も知らされませんでした。仕方なくICUに子どもを残したまま、自分で調べなければなりません。その結果、息子が初心者で受け身がうまくとれないにもかかわらず、上級生に50分以上もなげられ続けていたことが分かりました。

子どもを失った親として、大きな声で言いたいことがあります。事故が起きたら、きちんと調査してください。遺族や家族、事故に精通した人も調査に参加できるようにしてください。そして、分かったことを共有し、再発防止に役立ててください。

剣太の会 工藤奈美さん

長男の剣太は、180センチ80キロと大きな身体をしていました。しかし、剣道部顧問による暴力や暴言をうけ、熱射病による多臓器不全で命を失いました。その一部始終を同じ剣道部員の弟が見ていました。弟は責任を感じ「兄を守れなかった」とずっと悩み続けました。最後の別れの時、弟は棺にしがみ付き、兄の名を繰り返し呼び続けました。その指は力を込めすぎたせいで真っ白で、おとなの力でようやく離すことができたほどです。

学校は安心・安全でなければなりません。それは、私たちおとなが確保しなければならないことです。同じように、子どもを亡くし地獄から這い上がった遺族達が今声を上げています。

「指導死」親の会 代表世話人 大貫隆志

「指導死」とは、教員の指導によって追いつめられ、子どもが自ら命を絶ってしまうことを表す言葉として私が考えました。私自身、2000年に次男を「指導死」で失っています。

「指導死」平成に入ってからでも62件起きています。

たくさんの子どもたちが、教育の現場で、普通に学校教育を受けている中で、教師の言動によって追いつめられ、命を失っ



ているのです。今日この会場にも、札幌から「指導死」遺族がお見えになっていますが、このケースでも学校は一切の調査を行っておりません。

NPO法人ジェントルハートプロジェクト小森美登里

高校一年の一人娘をいじめ自殺で失ってから今年18年を迎えます。三名の生徒からのいじめだったのですが、三名とも部



活もクラスも同じで逃げ場を失ったのだと思います。学校はいじめの存在を認めず、自殺直後に行った娘の自殺に関するアンケートは、個人情報保護を盾に一切開示しませんでした。

知ることが出来ない苦しみは親だけのものではありません。卒業まで学校と関わる児童生徒にとって、学校の隠蔽は、見えないひもで縛り付けられるのと同じです。本来、守られるべき子どもたちが、大人の隠蔽によって苦しめられているのです。

団体報告に続き、香山リカ氏が報告を行いました。

精神科医 香山リカさん

「隠ぺいに巻き込まれた子どもたちの精神的影響」

大きな事故に巻き込まれた子どもたちや、自死を図り未遂に終わった子どもたち、兄弟の事故を目の当たりにした子どもたち、あるいは友達の事故を目にした子どもたちのその後についてお話したいと思います。



私は児童精神科医ではないので、普段臨床の現場に来るのはおとなです。いろいろの症状の方がいますが、最近多いのが、何かに依存してしまう「刺激依存症」といわれる患者さん達です。たとえば、薬物依存や過食症、拒食症、ギャンブル依存などです。依存の背景には、子ども時代に受けた心の傷があります。

親からの性的な虐待、学校での暴力、いじめなどを受け、それがトラウマとなる。あるいは、友人や兄弟が、こうした仕打ちを受け命を失う。こうした体験から傷つき、生きのびるために依存していくという背景があります。

しかし、こうした体験を子ども時代にした人がすべて刺激依存になるかといえばそうではありません。トラウマをバネとする「外傷後成長」という新しい概念も出てきています。刺激依存になっている人たちは、心が傷つく体験をしたときに、誰も助けてもらえなかった、あるいは、周りの大人たちが忘れなさい、考えなくていいよという対応をした。こうした体験が、傷を引きずることに結びつくといえます。子どもには、ある程度の弾力性があるので、学校や関係機関が事実を明らかにし、大変だったね、でもそれはあなたが悪いんじゃないよ、私はあなたの味方だよと対応してくれれば、依存症にならなくてすむかもしれません。

続いて、尾木直樹氏が登壇しました。尾木氏は、15人が死亡した長野県の実業バス転落事故で、ゼミの教え子たち4人を失った直後でした。

教育評論家 尾木直樹さん

「重大事案発生後の初動調査の必要性」

実は、テレビ出演などをすべてお断りしていて、今日ここでお話することもお断りしようかと思っていました。話す自信もないのですが、そういう体験をし、乗り越えてきたご遺族の皆さんなら、上手に話ができなくても分かってくれるのではないかと、皆さんとつながってほしいと思って参りました。

ほんとに一瞬のうちに、事件や事故で子どもの命を奪われるという事を初めて体験しました。昨夜もまた、10時前に重体だった学生が、息を引き取りました。

昨日も、ツアーに参加していなかった残りのゼミ生を集めたんですけど、僕の数倍ものひどいトラウマ状態になっていました。皆、泣きながら叫ぶんですけども、僕も今皆さんとご挨拶したり、名刺を交換していても全然頭に入って来なくて、こんなふうに学生がなっているんだなということがよくわかりました。今朝も



総長室から電話がありまして、僕のことが心配だから二、三日おきに会いましょうかという話をしてくれたりして、こうして助けてく

れるというのは、すごく心強いということもよくわかりました。

学校は最も子供の命と安全を守らなければならず、安全配慮義務は全てに優先されなければなりません。裁判でも必ず争点になるところです。その学校ですら、子どもの命を最優先できていない。では我々の大人社会はどうなのかといえば、学校とほとんど変わらないのではないのでしょうか。めちゃくちゃですね、これは。何か構造的な部分が、国のあり方とか、何か狂ってるんだと思います。もっとも大切な安全を、学校だけでなく社会も大切にしなければならなかった。どこでおかしくなったのか、僕は専門家ではないのでわかりませんが、2000年代からおかしくなってきたのではないかなと教育現場では感じています。

事件や事故にあった子ども、それから体には危害を加えられなくても、心に傷を負った子ども、先生の心ない一言や、人格を否定する、存在を否定するような一言で思春期の子どもは傷つきます。大人の私たちでも辛いです。そういうことを学校現場ほど受け止めない場所はないのだと僕思っています。

僕は元教師だったにもかかわらず学校現場に対して非常に厳しかったと思います。内情がわかっているだけに厳しくならざるを得ないんです。

例えば組体操のことにしても、皆さんおかしいと思いませんか。去年1年間だけで病院に囲まれた運ばれた子供たちが8,500人もいます。こんなことをなぜやり続けるのか。そして、海外の柔道の盛んな国、死亡事故一件も起きていません。命を大切にと言いつつ柔道も剣道も死亡事件がたくさん起きています。おかしいです。子供の命を大事にと言いつつ学校で子供の命が守られていない。これは異様な国だと思えます。

学校事件においては、学校で何が起きたか知りたいという遺族の願いがあります。なぜ、何があったか知りたいという最低のレベルの事でさえ叶えられないの

か。こんな事はあってはいけないと思います。

先生がただで辛いはずです。あんなに人間の心をなくしたら、職場で生きがいを感じられるはずはないし、それが5,000人を超える精神疾患にもつながっています。今、大阪では教頭のなり手が誰もいなくて、不合格の人を合格に繰り上げたりしています。こうして教育がだめになってしまったところの政策を見ると皆共通している。この場では言わないけれど、科学的な分析をして、教育だけは守って欲しい。子どもたちの夢を描けるようにして欲しいと願います。

報告を受けて、出席した国会議員の皆さんからの発言が続きました。

衆議院議員 上西小百合さん

学校と人権機関との連携強化による人権擁護という立場から、いじめ問題の解消に取り組んでいます。平成25年6月にいじめ



防止対策推進法が成立し、重大事案発生時に学校側が調査機関を設置することが行われています。平成26年、450件が調査機関にかけられています。自殺事案は230、いじめの認定はたった5名。現状とかけ離れている実感で、学校の隠ぺいが否めないと考えられます。

衆議院議員 畑野君枝さん



参議院議員時代は、学校事故の問題に取り組んでいましたが、議員を離れているあいだ、こんなにも皆さんが苦しんでこ

られて、文部科学委員会、法務委員会もやっているものとして、なんとしても知る権利を獲得できるようにし、調査の初動から皆さんが参加できるようにしていきます。

衆議院議員 初鹿明博さん

12月の文部科学委員会で、組み体操の問題を取り上げ、初動調査の問題も質問をしました。その時の馳大臣は「事故の原因確認を行うには初動調査が重要で、学校が事故発生時に持っている情報および調査

によって得られた情報を迅速に整理する必要がある」と明確に初動調査が重要であると答弁しています。指針が今年度中にまとまる予定ですので、ここに「初動調査を行わなくてはならない」と盛り込むことが重要です。



参議院議員 小西洋之さん



いじめ防止対策推進法の立法に携わったひとりとして、こうした状況は申し訳なく思います。重大事態が起きたときの調査と、それを

をするための委員会の組織と運営のあり方のガイドラインを文科省が作ることになっていますが、まだ作られていません。

この法律は、いじめの防止と早期発見、起きてしまったときの対処、この3つの焦点を当てた法律、防止、早期発見のため、いじめは、いじめ防止対策委員会に報告してチームで対処することになっているが、これが機能せず、岩手で起きたような悲しいできごとが起きてしまっている。運用実態を精査して、見直すことになっているので、全力を尽くしていきます。

衆議院議員 宮本岳志さん

いじめ法を作るときに小西さんをはじめ超党派で議論しました。学校現場が忙しいとか教員が疲弊しているとか、いろいろ言うんですが、だからといって、子どもが命を落としていいという話ではありません。子どもの命を守ることが教育現場の大原則。



いじめの法律はできたが、問題は解決できていない。まだこうした会を開かなくてはならない状態である。本当に実効あるものとするため、法律や制度を作っていかななくてはならないと思っています。

◆ シンポジウムの報告 (続) ◆

昨年11月21日に行われた「第11回親の知る権利を求めるシンポジウム」で報告のあったいじめ自殺被害者遺族の発表の中から、今回は青森県八戸市のご遺族の報告内容をご紹介します。

決して取り戻すことが出来ない尊い命

昨年7月、青森県立八戸北高校のいじめ自殺で娘を亡くしました。最初に娘のこと家族のことを少しだけお話しさせていただきます。

娘は平成9年4月、長男と8歳違いで生まれました。半ば2人目をあきらめかけていた時の待望の女の子で、小さな頃から人懐っこく祖父母や親戚にも可愛がられて育ちました。

私たち家族は、キャンプや、安い宿を見つけては4人で泊まりに出掛け、息子と娘は些細なことでもいつも笑い転げている仲の良い兄弟でした。

中学時代は兄の影響でバスケットにはまり、キャプテンを務め、先生の指名で生活委員会の委員長などもやっていました。決してなんでもバリバリ出来るタイプの子ではなく、緊張しいでドジでおっちょこちょいで、友達や部活の先輩後輩のことが大好きなごく普通の女の子でした。

空や海などの自然と、動物が好きで、特に青空の日は「お母さん空が真っ青だよ、超テンション上がる。こんな日は海も真っ青なんだよ」とよく言っていました。小学生の頃、八戸北高の前を通りかかり青色の門を見て「かっこいい。お母さんここ何？」と聞くので「八戸北高校だよ。海に近いからスクールカラーが青なんだね」と答えました。その時から娘は1度もぶれることはなくそこを志望校と決め、自宅から遠いうえに強風や雪の影響で乗り換え電車がよく止まることを理由に反対した私たちを押し切り、最後には親が根負けし、そこを受験して受かりました。

高校2年になった6月、1年生から続いていたいじめによるストレスが原因で、娘は摂食障害を発症しており、拒食の後に過食の症状があった時期で通院を始めました。26年7月4日、その日は2度目の病院受診の日で、私と娘は朝一緒に家を出ました。

車の中では10月に行く京都への修学旅行の話を楽しんで、いつもと変わった様子はありませんでした。9時過ぎには診察が終わり学校に送り、「じゃあ5時ね」帰りも迎えに来ることを約束し、車を降りた娘はいつものように何度か振り返りながら手を振って玄関に入って行きました。それが娘の最後の姿でした。午後3時少し前、携帯電話に娘の担任から電話がありました。娘が学校にいないと言うのだ。「今まで断りなしに教室からいなくなるようなことはなかったの…本人の携帯に電話してみてくださいませんか」と担任は言いました。すぐに電話をしましたが電源が切れていてつながらず、いったいどういう事なのだろうか、と嫌な胸騒ぎを感じました。

事情を聴くと、学校に送った後、2校時から4校時までは授業に出ていたが昼休み時間には姿が確認されず、5校時、6校時は担当教諭が居ない事に気づきながら所在の確認をしなかったと言うのです。

しかも6校時は担任の授業でした。授業終了後に保健室などを確認し、校内に居ないことが判り私に連絡

したと言うことで、連絡があった時にはすでに学校を出てから3時間が経過していました。

なぜ、授業に出ていないことに気づいた時点で探さなかったのか、10日前から安定剤を飲み始めその日の朝にも受診のため遅刻をして登校した子です。それまでの事情を知っていた担任は異常事態だと思わなかったのでしょうか。学校の管理体制と教員らの意識には重大な問題があったと考えます。

担任から電話をもらった後すぐに、学校の最寄り駅から自宅方面へ帰る昼過ぎの電車があるか調べました。ちょうど乗れるような時間帯に電車はなく、反対方向の海に行く電車があることに気づき、10日前に初めて病院を受診した日、病院が終わった後水族館で遊んで帰ろうと言うことになり主人と3人で行きました。その時、震災で福島の水族館から預かっているというウミガメを「癒される～」と言いながら30分以上も見ていたことを思い出し「あの子ウミガメを見に行ったかも」と思い、学校に行く前に海に行く道を通り、午後4時過ぎに水族館を覗きました。そのことは学校に着いてすぐに「海のほうを捜しながら来ました」と担任に伝えています。

警察の調べでは娘が電車に乗った記録はなく、5キロ以上ある海までの道を歩いたのです。夏の海です。午後の早い時間はたくさんの観光客がいたと思います。学校からもっと早くに連絡があったなら、もしかして生きているうちに探せたかもしれないと考えたと残念でたまりません。

それまで1度も無断外泊などなかったため、その日の夜には捜索願いを出しました。

その日から4日間、考えられる所は在りとあらゆる場所を捜しましたが見つける事はできず、7月8日、娘の大好きな雲ひとつない青空の日、娘は海上で貨物船によって発見されました。

主人と息子と三人で海上保安庁に行き遺体の確認をしました。全裸に白い布一枚掛けられた状態で横たわり、顔はふっくらとしていて傷も少しありましたが娘であることはすぐにわかりました。

憧れ続けた青い制服、家族旅行の際にねだられて買った靴、髪を結んでいたゴム、それらが全て整然と並べられていました。海上保安庁の方に「海を捜索していたわけではなく、この短期間で発見されたのは奇跡的です」と言われました。

娘には中学卒業後に携帯電話を持たせています。高校入学後すぐにクラスで仲良くなった子たちとチームおべんとというラインのグループを作りました。しかし、何らかのトラブルから娘だけグループを抜ける事になり、その後、LINEやツイッターに悪口を書き込みされるようになったようです。

「存在自体がうざい」「ひがいの者ぶんで」「自殺は迷惑」などが書き込みされたとするメモを娘は残しています。無視、冷たい声、お菓子は私には配らないなどの嫌がらせが続いたとも書いてありました。

このことは1年生の11月頃から養護教諭、担任に

私が話した内容と同じです。仲の良かった子達とのトラブルで、夏からご飯が食べられなくなり、体重が減り生理も止まってしまった。と話し1月には婦人科を受診したことももちろん伝えていきます。

最初の段階で「娘はいい歳をしていじめられていると思われたくないようで、いじめという言葉を使いたがりません」と担任に話し私自身も嫌がらせという言葉を使って相談していました。

「お母さん私のどこか変？なんで笑われるんだろう」「自分の何が悪いから睨まれるんだろう？」と泣くので、主人は自宅を知っている子の家に行って直接話して来ると言います、娘は「もっとやられるから本人に言うのはやめて」と止めるのです。と養護教諭に伝えた時、私の話を涙ぐんで聞きました。

しかし学校側は、本人も親もいじめという言葉で訴えていなかったため、過去にあった友人同士のトラブルとしか受け取っていなかったとしています。

2年生になってからもどんどん元気がなくなる娘と、担任、学年主任、養護教諭は個々に面談をして話を聞いていて、スクールカウンセラーにも話しています。その事を教員どうして情報を共有せず、教頭や校長にも伝わっていません。

学校では体調不良を留意しなければならない子として名前は挙がっていたがいじめのことは認識していなかった。と言いきりました。

学校の言い分に驚いた私たちは校長に対し「いじめによって娘は死んだ」と訴え学校に調査を求めました。全校生徒を対象としたアンケート調査、その後2学年生徒の聞き取り調査を行っていますが、アンケートの質問事項に「いじめ」という言葉を使うことをいやがり何度も文言についてやり取りを交わしました。さらには記名式にしなければ後で聞き取り調査する時に困ると言われ、止む無く記名式、保護者の署名付きという形になりました。学校は一つ一つに時間ばかり費やし、速やかに積極的にやろうとする態度は感じられず、娘が発見されて9日目に学校の対応があまりにも悪い、と主人が文科省の「いじめ相談」に電話して事の内容を話しました。

するとその日のうちに、初めて県教委の担当課から「学校から事情は聴いています。県教としても遺族の意向に沿って対応します」と電話連絡がありました。

7月30日 県教委はいじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」と位置づけ、第三者機関「県いじめ防止対策審議会」を設置し調査を始めました。私たち遺族の意向を聞くことはなく委員全員が県教委の人選でした。2回の聞き取り調査に応じましたが、委員の質問や発言には酷く傷つけられました。

1回目の聞き取り調査で、弁護士の委員から「最初に聞いておきますが今回の事について裁判などを考えていますか」と聞かれ、意外な質問で答えに詰まっていると委員長からも「これは大変重要なことなんです」と言われ、後でその質問の意味を考えると、訴訟を起こすかどうかで調査報告書の内容も変わるという事なのではないでしょうか。

さらに、会長は「自殺が学校内だったら大変な事でしたよ」と、学校外だから良かったと受け取れる発言

や、ラインに書かれた「うざい」という言葉を「今時の若い人は何の悪気もなく使いますよ」など、無神経な言葉を挙げるとキリがありません。

精神科医の女性委員は「娘さんの行為は全てが摂食障害の症状だ。その病気は万引きもするし男性にも走る」と、調査の中で万引きや男性の影が出てきたのかととても驚きました。が、もちろん一切そんな事実はありません。

兄の学歴、就職先などを聞かれ「お兄ちゃんより勉強ができてお母さんは期待したでしょう」「お兄ちゃんと違って育てやすかったでしょう。小さいころからいい子だったでしょう」と言われ「兄を育てる時も育てにくいとか大変だと思ったことは1度もありません」とやっとの思いで答えました。その精神科医は途中から加わった臨時委員でしたが、その委員の意見は調査結果に大きく影響したと考えています。報告書の内容は早くから結論付けられていたのでしょうか。

2度目の聞き取りでも、学校から県教に出された調査資料をようやく手に入れた私たちは、多くの間違いを指摘したところ、委員長は「私たちは審議会にももう100時間以上を費やしているんですよ。8合目まで進んだ報告書が今日また3合目に戻ってしまった」と言われました。

そして、ブログや手紙で希死念慮を訴えていたのになぜもっと早く病院に連れて行かなかったのかと責められました。そのブログは、娘の死後に学年主任が探し出し印刷して自宅に持ってきた物。私たちも初めてその時目にしました。そしてパスワードを入れなければ開けられないブログ内容を審議会では「新たなブログが見つかった」として記者会見で話し、どうやってそれを見られたのか県教委に確認すると、パスワードを入れなくても見られる公開期間があったと説明しました。誰に言ってもそれはおかしいと言われましたが調べるすべもなくそのままになってしまいました。

きっと審議会は遺族に寄り添った調査をしてくれるのだろう、納得出来る結果を出してくれるだろうと期待を持っていましたが、それは大きな間違いでした。逆に被害者である娘や保護者である私たちが悪者であるような言われ方をされました。

私たちは最初から、学校、県教にも審議会にも「1番そばにいたのに死なせてしまった私たちが1番悪いことは分かっています。責任を押し付けている訳ではありません。ただ学校が知らなかったとして事実を隠す事に驚いているのです。謝罪しなければならない人達がいるはずですよ」と言い続けてきました。

審議会が「いじめ」以外の事に原因を当てようとしているのが感じられ、主人は、考え方を改めるよう意見書を提出したり、事務局に電話で抗議もしました。報道関係者の取材にも応じそのことを取りあげてもらいましたが改善されることはなく、12月23日「県いじめ防止対策審議会」の出した調査報告書は想像を絶するひどい物でした。

一部の生徒による無視や、LINE上の悪口7項目をいじめと認定しておきながら、独自の3つの観点（本人に対し心身の苦痛を与えるという加害の意図があったかどうか 継続的・集中的あるいは執拗な行為であっ

たかどうか 一方的に被害を受けているか、それともいじめた側といじめられた側に相互性があるか)から評価し「顕著な悪質性を認めるには至らない人間関係上の衝突の範疇にある行為」とし、自殺といじめの直接的な因果関係を否定しました。

審議会は明らかに法律の定義を無視したのです。

なお、驚くことに摂食障害についても、中学時代から素地があり、いじめなど単純な理由が原因ではないとしました。この根拠は養護教諭が娘から聞いたとする「受験勉強時の2月に母親と牡蠣にあたって腸炎になり、その後すぐにインフルエンザになって3キロ痩せてお腹がへこんで2人で喜んだ」とたったその一言からでした。

報告書は学校から提出された調査資料がそのまま反映され、事実と違う嘘が満載でした。そのことは県教委に対し訴えましたが、1度出された報告書は訂正することが出来ないとの返答でした。

本生徒の死を「いじめられたから自殺した」と考えるのは、むしろ本生徒の17年の人生を正当に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた。意味が分かりません。娘にとっていじめより辛い困難とは何だったのでしょうか？ 抑うつ、体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心、自己評価の著しい低下、あの方たちが自殺の理由として挙げた複合的因子、それはすべていじめが原因で始まったこと。それ以前はどれ1つとして娘の悩みではなかったはず。

娘の幼なじみが県教委に手紙を託しています。「彼女と1度も会ったことのないあなた達に何が分かるのですか、今回の結果はすべてあなた達の想像ではないか」と。

本人の性格、家族のせいにする、そこに想像力を駆使するなら、学校での毎日がどんな状態だったか周りの生徒達が書いてくれたアンケートを見ただけでも容易に想像がつく。なぜそこに向けられないのでしょうか。

いじめられた苦痛の度合いは本人でなければ分からない、質を評価するなどあり得ないことです。

審議会の調査報告書に納得出来ず、県知事に再調査を求め認められ、12月28日から県知事付属の第三者機関である「いじめ調査部会」の再調査が進められました。

そちらでの調査では無記名のアンケートを再度行い、新たないじめの目撃証言、1人で辛そうだったなどの証言があり、そして子供時代から仲がよく娘を知る友人らが摂食障害など中学時代にはあり得ないと怒り、話を聞いてもらうことが出来ました。また、中学時代の友人、保護者らが高校入学前に摂食障害はなかったと署名運動を始め、中学の先生方にも協力いただき、いじめ調査部会に提出されました。

27年3月3日 調査部会は約3ヶ月で報告書を出しました。

いじめの有無について調査した11件中8件をいじめと

認定し、「悪質性」などをもとに判断すると被害や影響の本質を見誤ると最初の報告書を批判しました。

摂食障害についても、いじめなどのストレスが影響し高校入学後に発症し、悪化したとして、いじめと自殺には一定の因果関係があったと推察すると結論付けました。

県教委側の結論を覆した形となりましたが、この結果に満足したわけではなく、いじめが直接的な原因とされないことに不満があったものの、最初があまりにも酷かったため少しの安堵感がありました。

しかし、いじめ防止対策推進法では県教委の調査と知事の再調査についてどちらが優位かという規定はない。それぞれが独立した報告書であるため、見る側の判断でどちらでも尊重することが出来てしまうという矛盾したものとなってしまいました。

このことは法律の制度に問題があると考えます。

いじめの事実が認められれば加害者や学校が謝罪して来るものと信じていましたが、それはいまだ叶っていません。

二つの報告書の存在は何を意味するのか、どんな影響をもたらしたのかいまだ持って解りません。ただ虚しく、考えても考えても今後どうしていいかわか答えが出せません。

私は事件後、何もできず9ヶ月間仕事を休み引きこもり泣き続けました。その間主人は、仕事と学校、県教委、マスコミの対応を1人でこなし、最愛の娘の死を悲しみ泣いている暇もなかった。

今年の3月、いじめた側3人に校長のアドバイスで、すでに弁護士がついていたことが分かり、こちらも弁護士を依頼することになりました。

今回、機会を与えていただき皆様の前で話せるようになった私とは反対に、主人は「疲れた少し休みたい」と言うようになり朝晩、娘の遺影に向かって話しかけている様子を見てみると、主人は今初めて娘の死と向かい合っているように思えます。

今こうした場で「忘れたわけじゃないぞ」と発信できたことを嬉しく思います。

私たちは、もう少し時間をかけて今後を考えて行きたいと思っています。



命を絶ったのは海の大好きな少女でした

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2016/2/1	川崎市立井田小学校	神奈川	川崎	170
2016/2/1	千葉県立柏南高等学校	千葉	柏	390
2016/2/7	山陽小野田市立小・中学校PTA連合会	山口	山陽小野田	500
2016/2/8	船橋市立葛飾中学校	千葉	船橋	1,560
2016/2/9	横浜市立釜利谷中学校	神奈川	横浜	270
2016/2/10	野洲市立三上小学校PTA	滋賀	野洲	70
2016/2/17	川崎市人権研修会	神奈川	川崎	170
2016/2/18	加賀市立山代中学校	石川	加賀	420
2016/2/24	東大阪市立楠根小学校	大阪	東大阪	280
2016/2/24	東大阪市立意岐部小学校	大阪	東大阪	200
2016/2/25	光泉高等学校	滋賀	草津	390
2016/2/28	南河内ブロック青少年指導員連絡協議会研修	大阪	松原	150
2016/2/29	川崎市立野川小学校	神奈川	川崎	132
2016/3/6	川崎チャイルドライン	神奈川	川崎	30
2016/3/16	流通経済大学附属柏高等学校	千葉	柏	800
2016/3/23	川崎市給食調理員等人権研修会	神奈川	川崎	170
2016/4/13	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	570
2016/4/13	藤嶺学園藤沢中学校	神奈川	藤沢	120
2016/4/14	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	390
2016/4/21	宇都宮文星女子高等学校	栃木	宇都宮	350
2016/4/23	高崎市学童保育連絡協議会	群馬	高崎	100
2016/5/6	横浜市立保土ヶ谷中学校	神奈川	横浜	
2016/5/19	静岡県立小山高等学校	静岡	駿東郡	510
2016/5/26	船橋市立大穴中学校	千葉	船橋	540
2016/6/7	関東学院中学校	神奈川	横浜	300
2016/6/8	長岡市立与板中学校	新潟	長岡	350
2016/6/30	光泉中学校	滋賀	草津	330
2016/6/30	霧島市立横川中学校	鹿児島	霧島	
2016/7/1	霧島市立木原中学校	鹿児島	霧島	
2016/7/5	関西学院高等部教員研修	兵庫	西宮	50
2016/7/9	霧島市立国分中学校	鹿児島	霧島	
2016/7/22	茨木市人権教育夏季研究集会	大阪	茨木	1,000
2016/7/29	霧島市人権・同和教育基礎講座	鹿児島	霧島	120
2016/8/18	岩国市小中学校夏季管理職等研修会	山口	岩国	120
2016/8/20	霧島市人権フェスタ	鹿児島	霧島	
2016/10/13	防府市立大道小学校	山口	防府	150
2016/10/22	川崎市立向丘中学校	神奈川	川崎	700
2016/12/5	周南市立小中高PTA連合会研修	山口	周南	
2017/2/4	江戸川ロータリークラブいじめ防止例会フォーラム	東京	江戸川	400